



令和5年度放課後児童クラブ



延長保育の利用について

延長保育の登録・利用については、下記の要領により実施しますので、希望される保護者の皆様は利用事項留意し各放課後児童クラブにて、お申し込みお願いします。

I. 延長時間

- ☞ 放課後児童クラブの開設日における午後6時～午後7時（1時間）

II. 対象児童

- ☞ 放課後児童クラブ登録児童

※登録済みであることが前提となりますので、未登録の場合は、別紙「令和5年度岩見沢市留守家庭児童（放課後児童クラブ）の募集について」により登録要件をご確認のうえ、登録申込書を提出してください。

III. 負担金

- ☞ 児童1人につき、月額2,500円かかります。（おやつ代を含む運営費として設定）

※ただし、生計同一世帯から2人以上利用する児童がいる場合、2人目以降の負担金は、登録する児童1人につき月額1,250円とします。

※次に該当する世帯は負担金の減免を受けられますので、放課後児童クラブにあります「放課後児童クラブ運営負担金減免制度のご案内」を参照のうえ申請してください。

- ①生活保護受給世帯
- ②直近の市民税が非課税の世帯
- ③就学援助の認定を受けている世帯
- ④婚姻によらないひとり親家庭であって寡婦控除のみなし適用により市民税非課税相当と認められる世帯

<負担金に関する留意点>

- ・延長保育に申し込みされた場合、実際の利用の有無にかかわらず、負担金がかかります。翌月5日までに、納入通知書により金融機関窓口にてお支払いください。
- ・月の中途において利用を開始または中止した場合であっても、負担金は上記金額となります。日割り計算での金額設定や還付は行いません。
- ・負担金はおやつ代を含む運営費として設定しております。おやつの提供の有無に関わらず負担金がかかります。
- ・災害時や学校閉鎖等により放課後児童クラブが開所できない場合であっても、負担金は還付されません。

IV. 手続方法

※利用は登録制で、毎年度、手続きが必要となります。

1 登録児童が延長保育を利用される場合

- ☞ 「放課後児童クラブ登録内容変更届」の提出が必要となります。

放課後児童クラブ登録内容変更届の次の項目へ記入をお願いします。

- ・「旧」欄…利用される児童の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号

利用時間（延長前の利用時間 放課後～午後6時 午前8時半～午後6時）

- ・「新」欄…利用時間（延長後の利用時間 放課後～午後7時 午前8時半～午後7時）

※ その他の欄に延長保育の利用を開始する月日を必ず記入してください。

- ☞ 「おやつの提供に関する同意書」及び「食物アレルギーに関する調査書」の提出が必要となります。（おやつについては、「VIおやつの提供」をご参照ください。）



2 未登録児童が延長保育を利用される場合

- ☞ 登録されていることが前提となりますので、「放課後児童クラブ登録申込書」等により、放課後児童クラブの登録手続きが必要となります。

登録申込書には学校長の確認印が必要となり、登録決定までに時間を要しますので、別紙「令和5年度岩見沢市留守家庭児童（放課後児童クラブ）の募集について」に記載の登録要件に該当すると思われるときは、放課後児童クラブ仮登録申込書を提出いただくことで、暫定的に利用することができます。放課後児童クラブ仮登録申込書を記入する際に、利用時間欄の午後7時までの利用（負担金あり）に○を付けてください。

- ☞ 「おやつの提供に関する同意書」及び「食物アレルギーに関する調査書」の提出が必要となります。（おやつについては、「VIおやつの提供」をご参照ください。）

3 延長保育再登録（新2～6年生対象）児童の場合

- ☞ 4月1日から登録決定されるまでの暫定登録期間も、引き続き延長保育を利用する場合は「令和5年度放課後児童クラブ暫定登録期間における「延長保育事業」並びに「おはようキッズ事業」利用届」の提出が必要となります。

- ☞ 「おやつの提供に関する同意書」及び「食物アレルギーに関する調査書」の提出が必要となります。（おやつについては、「VIおやつの提供」をご参照ください。）

V. 利用を中止する場合

- ☞ 「放課後児童クラブ登録内容変更届」の提出が必要となります。

延長保育の利用を中止する場合、放課後児童クラブ登録内容変更届の新と旧の利用時間欄へ、変更前と変更後の時間をそれぞれ記入し、中止する月日をその他欄へ記入し提出してください。

※放課後児童クラブの登録自体を解除した場合は、延長保育の利用についても同時に解除となり、放課後児童クラブ登録内容変更届の提出は必要ありません。

VI. おやつの提供

- ☞ 昼食から夕食までの間の空腹を満たすため、おやつを提供します。提供されるおやつの種類は、食物アレルギーに関する調査書に記載されていますので、ご確認ください。

～食物アレルギーに関する調査書の記入方法～

①食物アレルギーの有無に関わらず、問1及び問2の両方に回答してください。

②問1では、お子様に食物アレルギーがある場合、種類や症状、対処方法を記入してください。

③問2では、提供可否を「○」「×」で回答し、空欄としないでください。

※必要に応じ、医師の診断書（任意様式）の添付や常備薬等の持参をお願いします。

<提供にあたっての留意点>

- ・食物の衛生管理の観点から、おやつの持ち帰りは認めていません。また、欠席等により提供されなかつたおやつについても、後日、お渡しすることはできません。
- ・おやつの種類や量、家庭の方針に基づいた要望などには原則応じられません。
- ・食物アレルギーがある場合は、職員への相談、情報提供をお願いします。

VII. 延長保育を利用しない場合

- ☞ 延長保育の「利用する」、「利用しない」についての事前連絡は不要です。

VIII. その他

- ☞ 利用にあたってのルールや活動内容は、通常の開所時間中と同様です。また、必ず保護者のお迎えが必要となります。

IX. 問い合わせ先

詳細については、教育委員会子ども課子育て支援係又は各クラブにお問い合わせください。

〒068-0024 岩見沢市4条西3丁目1番地 あえーる岩見沢4階

岩見沢市教育委員会事務局 教育部 子ども課 子育て支援係 TEL 0126-35-5133